

「見過ごせない領土表記」企業としての責任

内閣府認証 特定非営利活動法人 日本領土領海戦略会議 専務理事 村川 修一

領土問題への取り組みは、外交や政府・学校教育現場への働き掛けだけに留まらぬ。民間企業への啓発も大切な活動である。民間企業の商品やサービス表記は、消費者への露出が多い分、影響は計り知れない。例えば、商品パッケージに事実と異なる地図情報が記載されていれば、間違った情報が消費者にすり込まれ定着してしまう可能性もある。

経営者P・ドラッカーは、会社とは「社会の公器」と定義している。いくらプライベートカンパニーといえど、社会で活動する公器である以上、公共性が求められる。自国の政府見解に則ること、大切な祖国領土の返還を切望する同胞へ配慮することは、公器の責任でもある。



写真1 (雪印北海道バター)



写真2 (M's one 天然アルカリイオン水)



写真3 (ミツカン北海道納豆)



写真4 (meiji北海道牛乳)



写真5 (秘密のケンミンショー)

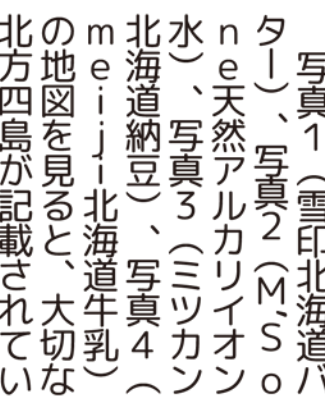


写真6 (ニッカウヰスキーシングルモルト余市)

彼等は、政府見解への反駁など意図はなく、おそらく領土意識が足りないものと推測するが、われわれ一消費者が、しっかりと指摘する必要があるだろう。元島民やその

家族がこの商品を目にしたら、どれほど心を痛めるだろうか。また、青少年の正しい領土認識を削いでしまう恐れもある。

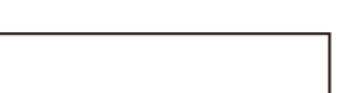


内閣府認証 特定非営利活動法人 日本領土領海戦略会議 専務理事 村川 修一

領土の明示は蔑ろにしてはならない。国際法では、領土領海を明確に有するものを国家と定義する。これは近代になって、国際法学者ケオルク・イェリネックが表し、現在も国際法の基本を成している。国家の成立要件である領土領海へ我々日本人の意識が希薄になれば、独立国家の要件を自ら放棄するに等しい。



発行人/落合 秀人 編集/藤井 超英



「尖閣を守れ!!!」

自由民主党 外交経済連携本部幹事長 衆議院議員 原田義昭

第二次大戦終結からは七十年を迎えた。戦後のあゝ混乱と荒廃から国際社会は、当然ながら大きく変貌、発展した。我が国も大きく経済的発展を遂げ、今や先進サミット国として不動の位置にいる。しかし成長の鈍化、人口減少など将来への不安は決して小さくなく、国民的一層の努力が必要とされる。一方で隣国中国の伸長は著しく、政治的にも軍事的にも、また経済的にもGDP世界第一位まで伸び、今や国際社会は中国を抜きにして語れないほどの存在となった。

中国と我が国とは長く歴史的にもまた悠久の未来に亘つてその関係は深いものがあり、両国 はいわゆる「戦略的互恵関係」のもので一層の平和的な関係を強化しなければならない。しかし一方で共産党一党支配という中国の異質な政治体制からくる緊張関係には十分な注意を以って臨む必要がある。

近年中国の領土、海洋拡張活動は甚だしいものがあり、我が国の尖閣諸島の周辺海域への違法侵入、東シナ海の資源開発や漁民のサンゴ礁侵入に止まらず、南シナ海への進出はフィリピン、ベトナム、マレーシアなどひいては米国、国際社会にまで深刻な外交、安全保障問題を生んでいる。

さて昨年二月二十三日の衆議院予算委員会では一枚の古地図を公開した。尖閣諸島が「日本の領土」であることを示したもので、外ならぬ中国自身が一九六九年に発行したもので毛沢東語録まで添付して限りなく権威付けしてある。私はこの最新かつ最強の物証をもって今後の中国外交に厳しく当たって欲しいと安倍総理閣僚席に訴えた。

ところが現実には一九六九年の僅か二年後、一九七一年十一月になって中国は尖閣諸島を自国の領土と主張し始めた。そして今、二〇一五年でも殆ど連日中国の「公船」と称する軍艦まがいの船が尖閣諸島の接続水域さらに日本の領海を侵犯し続けている。その都度海上保安庁の警備艇が侵入船を追い出しているが、国の安全保障の観点から、このまま放置できない。そして何より主権者たる国民の独立自尊の誇りを守るためには断固たる行動が必要である。

尖閣諸島は一九九五年、明治二十八年(一月)日本は国際法に基づき正統な手続きで無主の土地を先占を経てその領有が認められた。以来日本は今日まで瑕疵のない形で「実効支配」を続けている。よってその帰属については一切の紛争、外交的問題は存在しない。ところで中国は、まず一九六九年地図に対して素早く反応して、当初は「日本のねつ造したもの」などとネットに流していたが、その後本物と認められた上で「その程度の地図なら100万1000も持つており、いくらでも反論する」(中国政府報道官)と強がりを言い始めた。(未だその反論は提示されていない。)

さらに中国は「一九九五年、日本の領有化」に疑問を呈する。折からの帝国主義、植民地主義に走る「日本帝国」が尖閣諸島を武力で制したもので、これは平和的な「先占」ではない、日本の帝国主義は日清戦争(一九〇五年)、日露戦争(一九〇五年)の勝利へと繋がって行くとして論述する。さらに「この島は「無主」どころか、地理的にも古来から台湾(中国)の附属領であったとして様々の古文書を持ち出してくる。いずれも古文書の域を超えず、例えば「一六〇〇年前の明王朝以来支配してきた」という記述のある「順風相送」は実際は遙か後の時代のものであり史実とは言えない。しかも四〇〇年前(一六〇七年)の公式日誌(「皇民実録」)では明の支配は「沿岸約四十キロ」と書かれ、約三三〇キロ離れた尖閣には遠く及ばないことを自ら認めている。一方西列強はすでに科学的かつ精緻な海洋地図を



衆議院議員(福岡県第5区) 自民党 競争政策調査会 会長 財団法人 国際青少年研修協会 会長 弁護士 原田 義昭 (http://chikushino.jimdo.com/)

尖閣諸島は「一義なく日本の領土である。領土、領海は国家主権そのものである。今この主権が侵されていることは国民挙げて危機感を抱き、これを国際法に則った正しい方法で解決することで、日本は国際社会に「積極的平和主義」の真髄を身を以て示すことになる。

編集後記

二〇一五年十月四日 内閣府認証 特定非営利活動法人 日本領土領海戦略会議 厚木支部(川村憲一支部長) 発会式を厚木アーバンホテルにおいて公益社団法人厚木青年会議所(小暮勲理事長)をはじめとするメンバーの皆様にご協力を賜り盛大に開催しました。記念事業として二〇一五年年度 公益社団法人 日本青年会議所 主権国家 確立委員会(岩澤あゆみ副委員長) 第三小委員会による「大人版 領土領海意識醸成プログラムを開催いたしました」



2014年3月自宅を訪問しNPOより感謝状を贈呈

追悼

長年世代を超えて日比友好に尽力され、カミカゼ博物館(フィリピン、マバラカット市)を設立した「フィリピン」少年が見た幼い心に刻まれた(優)氏日本人たちカミカゼ(桜の花出版)の著者であるダニエル・キテを折念申し上げます。



DANIEL H DIZON氏自宅にて



2014年3月自宅を訪問しNPOより感謝状を贈呈

会員募集中

日本領土領海戦略会議では、内閣府認証のNPO法人として領土問題解決に向けた国民意識の醸成を目的に、公益社団法人日本青年会議所の卒業生を中心に、全国十箇所に支部を持ち国民運動を推進しています。どうかこの機会に、私どもが推し進める国民運動にぜひご参加ください。

- 三菱東京UFJ銀行
- 【越谷支店普通預金】
- 【座番号】00247300
- 【座名称】特定非営利活動法人日本領土領海戦略会議
- 【郵便振替】ゆうちょ銀行 〇三八支店普通預金
- 【座番号】記号一〇三四〇番号二二一九〇八二二



「尖閣を守れ 東アジアこそ世界平和の要衝」 衆議院議員 原田義昭氏 著 (集広会)

作り上げであり、その殆どにおいて尖閣諸島は琉球に附属するもので、台湾と尖閣諸島の間には国境線ない境界線を付している。数例を挙げると、一七五一年 北京のゴビル神父が琉球地理情報をパリに送り、尖閣の存在が認識される。一七八七年 フランスの航海士ラペラズが尖閣に到達して琉球国のものである。一八〇四年 シュティラー(ドイツ)の「チャイナ図」で尖閣を琉球に入れる。一八六八年 明治元年)「シュティラー図」で尖閣の西側(台湾との間に明白な国境線 一八八七年 イギリスの「スタンフォード地図」で尖閣の西側に明白な国境線(※シュティラー及びスタンフォード地図は当時最も権威ある世界地図とされていた。)

私は古地図公表後の二月末には、有志と共に東京外国人記者クラブを訪れ外国の報道陣に対しこの地図の正本を示しわが国の正当性を訴えた。さらに六月、前例のないことであるが、自民党として中国(政府) 王毅外交部部長(と中国共産党)王家瑞対外連絡部部長)に対し厳重な抗議文を送付した。さらに総理、外務大臣ら政府、党の要人が中国と接触する際には必ずその旨主張するように強く働きかけている。

おおよそ領土問題など二国間の問題は両国だけで議論、交渉してもそれぞれが主張を緩めないため解決が遅くなる。むしろ、この種の問題も第三国や国際社会に積極的に提示して、その中立、公正の立場からの判断に委ねることが有効かつ必要な場合が多い。国内では司法裁判所が最終判断するが、国際問題では国際司法裁判所など複数の司法的組織が存在し、これらを積極的に活用することを真剣に考える時が来ている。今秋フィリピン政府が南シナ海での中国の違法な侵入に対し国連海洋法条約上の「仲裁裁判所」に訴えて一部認められたというのは非常に勇気づけられる。



中国政府発行の地図について記者会見する 原田義昭衆議院議員と片山さつき参議院議員 平成27年3月24日 日本外国特派員協会

望郷

編集発行先住所 千代田区神田小川町3-10 ビル駿河台 3階 TEL 03-5843-9504 FAX 03-5843-9505